

イベント民泊ガイドライン改訂の概要

1. 通称の変更

ガイドラインの件名と全文に渡って次のとおり改訂。

【改訂箇所】※青字部分追加

<タイトル> イベント民泊ガイドライン (イベントホームステイガイドライン)
<全文> イベントホームステイ (イベント民泊)

2. 交流要件の追加

イベント民泊を実施するための要件として、宿泊施設の供給不足のほかに交流機会の創出を目的とする場合を追加。

【改訂箇所】※青字部分追加

2. イベント民泊を実施できる場合

(1) イベント民泊の概要

イベントホームステイ (イベント民泊) とは、「i) 年数回程度 (1回あたり2~3日度) のイベント開催時であって、ii-1) 宿泊施設の不足が見込まれること、又はii-2) ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii) 開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。

(4) 「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」について

イベントの主催者、ボランティアスタッフ等の関係者に限らず、参加者、観戦者をはじめイベントの開催をきっかけに地域に訪れる方と地域住民との交流を念頭においています。必ずしも海外からの旅行者に限らず、また、首都圏等の都市部を対象から除いているわけではありません。

自宅提供者の自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となります。宿泊の他に食事会の開催のような特別な企画を実施することまでを求めるものではありません。

【交流事例】

- 「町のことや歴史、自宅提供者夫婦のこと、色々な会話をした。自宅提供者とは今後も交流を続けていきたいと思った。また、泊まりに来たい。(宿泊者体験)」
- 「宿泊中に、自宅提供者の家庭や地域が台風で被災したため、ボランティアとして泥かきを手伝った。(宿泊者体験)」
- 「海外からの宿泊者を受け入れた。宿泊者と近くのスーパーで一緒に買い物をし、交流を深めた。息子が宿泊者と英語でコミュニケーションを取っている姿を見て、自身も英語を勉強しようと思った。宿泊者が帰国した後も連絡は続いており、次は、宿泊者の国にも来てほしいと言ってくれる。(自宅提供者体験)」